

35 独立行政法人酒類総合研究所の概要

- (名 称) 独立行政法人酒類総合研究所 (ホームページ <http://www.nrib.go.jp/>)
- (所在地) 広島県東広島市鏡山 3 - 7 - 1 (広島事務所) TEL 082-420-0800(代表)
FAX 082-420-0802(総務課)
東京都北区滝野川 2 - 6 - 3 0 (東京事務所) TEL 03-3910-6237(代表)
FAX 03-3910-6236(情報技術支援部門)
- (目 的) 酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的としています。
- (沿 革) 明治 37 年、酒類の製造技術を科学的に研究する国立研究機関「醸造試験所」として大蔵省内に設置され、昭和 24 年国税庁の開庁を契機に、国税庁の施設等機関である「国税庁醸造試験所」に改組されました。
平成 7 年には、「国の行政組織等の移転について」(昭和 63 年閣議決定)により、東京都北区から現在の広島県東広島市へ移転し、「国税庁醸造研究所」に名称を変更しました。
平成 13 年 4 月 1 日より独立行政法人に移行し、さらに平成 18 年 4 月 1 日からは非公務員型の独立行政法人となっています。
なお、第 3 期中期目標期間(平成 23 年 4 月～平成 28 年 3 月)からは、より税務行政に直結した分析及び鑑定業務への重点化、分析及び鑑定の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発への研究・調査業務の重点化などを図り、業務を運営しています。
- (主な業務) 国税庁と密接不可分な組織として次の業務を行っています。

酒類の高度な分析及び鑑定

- ・ 国税庁から依頼を受けた分析
例：事故米のかび毒・残留農薬等の分析
酒類等の放射能分析
- ・ 浮ひょう(アルコール測定器)の校正
- ・ 国税庁所定分析法の改良等
- ・ 輸出酒類(台湾輸出酒類、EU 向け輸出ワイン)に関する受託分析等

酒類及び酒類業に関する研究及び調査

- ・ 酒類等に関する研究
(税務行政に直結した分析及び鑑定の理論的裏付けとなる研究・調査)
例：酒類の品目判定等を目的とした研究
酒類の安全性の確保を目的とした研究
- ・ 民間企業・大学等との共同研究や受託研究の実施

その他

- ・ 鑑評会・醸造講習(品質評価・講習)
- ・ 研究成果の発表・普及、特許の出願・普及、保有微生物等の分譲(成果の普及)
- ・ 技術相談・消費者相談(情報の収集、整理及び提供)

(平成 24 年 1 月現在)